

平成 30 年度 第 4 回 市民参加推進会議（会議録概要）

開催日時	平成 30 年 11 月 26 日（月）午後 2 時から午後 4 時 10 分まで
開催場所	市役所東庁舎 1 階会議室 101
出席者	三浦永司会長、宮本智美副会長、小口進一委員、手塚崇子委員、石田精一郎委員、市川温子委員、金子龍治委員、徳本悟委員、中川幸子委員
事務局	市民活動支援課 岡田課長、池内副主幹、清澤主事補
傍聴者	1 名
議題	(1) 総合的評価における担当課職員ヒアリングについて (2) 平成 29 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について
資料	〈資料 1-1〉 議題(1)市民参加推進会議におけるヒアリング対象事業に対する質問 〈資料 1-2〉 議題(1)市民参加推進会議におけるヒアリング対象事業に対する回答 〈資料 2〉 議題(2)平成 29 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について

（会議趣旨）

- 総合的評価における担当課職員ヒアリングを 4 事業実施した。
- 日程調整の結果、第 6 回会議は 3 月 1 日（金）午前 10 時開催となった。
（第 5 回会議日程は、前回会議時に 1 月 26 日（土）午前 10 時開催で調整済）

（会議内容）

1 開 会

2 会長あいさつ

本日は議題が二つ。前回同様に担当課の職員ヒアリングと、総合評価全体の確認になります。ヒアリングもあり、時間どおり進めたいと思っておりますので、皆様のご協力よろしくお願いたします。

3 議 題

（1） 総合的評価における担当課職員ヒアリングについて

- 【a 委員】今回は、前回の意見を踏まえて担当課に質問への回答を事前に作成いただきました。はじめに、第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画策定事業です。
- 【障害福祉課（吉川主査補）】 本事業については、平成 28 年度に主担当として関与させていただきました。昨年 1 年間離れておりますが、今年度の異動で、また計画のほう、担当させていただいております。よろしくお願いたします。

1 問目の審議会についてのところですが、まず、公募委員、男性の参加を促す PR はしなかったのかということ、ここにつきましては、特定の性別を対象とした PR はしておりません。2 番の男女のバランスをどう考えるかというところですが、結論から申し上げますと、妥当であったものと考えております。こちらの委員会、法律で定められた委員会ではございますが、基本的には、障害者の当事者の団体等からご意見を伺うというのを趣旨としております。この団体等につきましては、男女といたしますか、基本的には所属団

体等を代表する立場として、委員さん、出ていただいておりますので、結果的に女性の方が多くなっているのですけれども、委員個人の性別によって意見に偏りが生じることはないものと受けとめております。

一方の市民委員につきましては、団体の委員さんが多いこともありまして、相対的に3名と少人数となってしまうのですが、その内訳、男性1名、女性2名ということで、こちらでも奇数ではありますが、男性も入っております、おおむね妥当といえるかと思っております。

結果的に委員全体の人数構成を見ますと、男性5人、女性10人ということで差が生じてしまっているのですけれども、今お話ししたことに加えまして、日々の業務を通じた現場の実感といたしましては、家庭において障害児者の介護を主に担っているのが母親などの女性であるケースが多いと推察されるところから、現状におきましては、団体等からの推薦、それから市民からの応募を含めまして、候補者の方の多くが女性になってしまうということは、ある程度やむを得ないのかなというふうに捉えております。

続きまして、2番目のパブリックコメントについてですけれども、①事業終了年度の最後にやったことについて、これは形だけではないかというところと、②番として、30年1月にパブコメをやっているけれども、その前に審議会が終了してしまっている。審議会の会期の終了前にパブコメをすることはできなかったのでしょうかというご指摘ですが、これにつきましては、そもそもこの障害福祉計画の検討を始めるに当たりまして、策定方針というものを策定いたしました。

その際に、最後どういう形で市としての案を決定していくかという順序を考える際に、委員会は素案の策定までをお願いするということにしまして、その後、パブリックコメントをして計画を決定するところは市の責任においてやるというふうに定めております。これは、委員会、それからパブリックコメントともに、市民意見を取り入れる場となるわけですけれども、最終的に委員会の案の決定までを委員会に委ねることによって、パブリックコメントを上塗りされてしまうというか、そもそもどちらが上というものは決まっていないところだと思いますので、ここは役割分担として、委員会には素案の作成までをお願いして、その後、パブリックコメントを経て、市の責任で計画を決定するというふうに定めたものです。

このようになっておりますので、パブリックコメントの意見を取り入れるに当たって、例えば委員会のほうに、過度に委員会の意向を忖度するというようなことは市として行っておりません、パブリックコメントよりいただいた意見につきましては、取り入れるべきものは取り入れるというふうな形でやっております。

ただし、そういう形にすることによって、市が委員会の素案をいいように変えてしまうというような懸念が抱かれる恐れもございますので、パブリックコメントを含めまして、素案確定後に市のほうで動かしました部分については、委員会の委員長さんにあらかじめ事前確認をいただいた上で決定をさせていただくという手順を踏んでいるところです。

続きまして、3番のアンケートについてのところですが、これはまず①番、回答率、1,471件、回収率55.1%と書いてありますが、これは誤解を与える表記ではないかというご指摘ですが、これは障害の種類別に4種類、それから障害者手帳をお持ちでない方を含めて、5種類の調査票をつくって、それらを一体的に発送、回収、集計、分析等を行っているわけ

で、私どもとしては、5種類合わせて一つのアンケートというふうにとずっと捉えております。ただ、調査票ごとの回収率は、それは当然出てきますので、調査報告書のほうには、調査票ごとの結果と、それから全体を通しての通算での結果を合わせて載せさせていただいております。

今回、市民参加状況調査票の中においては、記入のスペースも少ないということもありまして、この通算のほうだけ載せさせていただいております。全体を表すときに通算で表すべきなのか、調査票別の平均値などで表すべきなのかというのは、目的によって異なってくるものと考えておりますけれども、この調査はここでは対象者の全体に関する、どのくらいの回答が得られたのかというところをまず明らかにしたいということで、調書のほうでは通算値を書かせていただいたところです。

それから、②番の障害手帳を所持していない市民へのアンケートは、無作為抽出493人、回収240人です。240ではサンプル数不足ではありませんかというご指摘ですが、こちらご指摘のとおりで、通常、行政がやるような統計の信頼水準95.4%、標本誤差5%というところであれば、400サンプル程度が必要になってくるころでしたが、240件しか回答を得られなかったということで、統計的に有意よいとはいえない結果になってしまいました。

この点については、次回以降もアンケート等をさせていただくことがあるかと思いますが、その際に対策をとっていききたいというふうに考えております。

それから③番の公表に時間がたってしまった理由はというところですが、こちらは平成29年4月28日に全ての調査を終わったのですけれども、その後、直ちに集計を行いまして、7月5日に行われた障害者計画策定委員会において、結果のほうは報告させていただいて承認をいただいております。この会議資料として、もう中身はできてつくっておりますので、これは8月に既に公表はしております。

ただ、調査報告書として1冊にまとめたもの、これについては、当時それほど急いでやる必要はないというふうに考えておりましたので、ほかの業務を優先させてしまっておりました。本来であれば、30年1月に行ったパブリックコメントに際して、市民の方が参考に使えるように公表すべきであったかと考えておりますが、ここは担当者との連絡ミスもあって、パブリックコメントの際に参考資料として公表することが遅れてしまったということがございまして、これも次回、同様の機会があった際には、時期を逃さないように気をつけていききたいというふうに考えております。

それから、4番の情報提供について。ホームページ、情報公開コーナー、図書館、これが最低ラインという認識はあるかというご指摘です。

ご指摘のとおり、市民参加条例の中では、情報公開コーナー、広報誌、ホームページに加えて、「その他効果的に周知できる方法」という規定がございまして。その具体的な事例として、庁内のガイドライン、逐条解説の中では、「担当窓口での供覧又は配布」、「出先機関での供覧」などが挙げられているところかと思っております。

本事業に関しましても、ご来庁の方から要望等あった際に、窓口での供覧等には付しているほか、アンケート、ヒアリングの調査報告書のほうにつきましては、市立図書館長からの依頼に基づきまして、図書館、各センター、県立図書館、県文書館、県議会図書室のほうにも配架させていただいているところです。

次の5番、一般市民への啓蒙についてというところですが、市民参加が関係者を中心に

行われていて、一般の住民説明会なども開催するべきではなかったのでしょうかというご指摘のところですが、今回作成した障害福祉計画、障害児福祉計画というのは、国が基本指針というのを示しておりまして、その中で、障害福祉サービス等の提供量の見込み、それからその見込みを確保するための方策等を定めるという障害福祉サービス事業に特化した計画になっております。市民の方からいただいたご意見も、最終的には見込み値であるとか、そういう数値化されたニーズのほうに収れんされていくというような性質になっております。こういった性格から、市民参加の方向性も、主には障害の当事者の方、あるいは介護をされるご家族の方などを中心に据えたものとしているところです。

ただ、障害者問題を市民の身近な問題としていくことは重要なテーマでございます。こちらは、本市の障害者施策の全般的な指針を定める白井市障害者計画という別の計画がございます。こちらのほうの取り組み事項を通して、実現を図っていきたいというふうに考えております。

その次の6番、障害者団体ヒアリングで、そちらは、ヒアリング参加者が団体によって人数に大きい差があります。これは対象団体のそれぞれの事業、あるいは都合によるものですかというところですが、これは団体側の都合、あるいは団体の規模の相違によるところが大きいと思っております。

ただ、障害者の方の団体の特徴といたしまして、例えば当事者の方で、会員が当事者の方ですと、外出がかなり難しいというような場合もございます。このため、市役所のほうを会場とはしておりますけれども、来庁が難しいということも想定いたしまして、団体のほうにはあらかじめ、場合によっては市役所のほうからご指定の場所に出向くことも可能ですということでご案内はさせていただいたところです。

ただ、今後もお話を伺う場所、方法というのは、相手を見てきちんと検討を重ねていきたいというふうに考えているところです。

最後になります。共通事項として、市民参加推進会議が毎年答申をしている答申書、こちらのほうを参考にしていますかというご指摘のところですが、今回、28年、29年の2カ年にわたって本事業を進めてまいりましたが、ここにおいては、平成26年度事業に対する答申、それから27年度事業に対する答申の中で、幾つかの点を参考とさせていただいて改善を図らせていただきました。

具体的に申し上げますと、一つ、委員の選考基準を非公開としている理由が不明。こちらはおっしゃるとおり、前回非公開にしていた理由がわかりませんので、公開としました。ただ、公開といたしましても、これは市民参加条例の11条、それから審議会等の設置及び委員の選任に関する要綱の第4条、それから、審議会等の意見の公募に関する基準5という三つの規定がございます、これらは全て公開されているものかと思いますが、ここで細々と設定されている基準だけ、これらの基準に基づいているのみですので、特に課のほうで上乘せの基準とかそういうものは設けていません。

次に、懇談会を意見交換会と位置づけてよいかの疑問。ここは、今回につきましては、課題、それからニーズ、これを積極的に抽出したいというところで、ヒアリングという位置づけにしまして、こちらからいろんな意見を積極的に使わせていただくというような位置づけに変えました。

それから三つ目で、団体との話だけでなく、利用者の視点を含め、双方の意見を聞く必

要があるのではないかというところについて。ここでいう障害関係の団体の方ですと、主に利用の当事者、あるいはそのご家族の方が中心になりますので、利用者と団体というのが相反する立場ではないわけですが、今回はこれに加えて、障害福祉サービスの利用計画を作成する計画相談事業所という事業所がありますが、市内の計画相談事業所をヒアリングの対象に加えさせていただいて、より多面的にお話を伺えるようにというふうに考えさせていただきました。

最後に、アンケートの事前周知がホームページだけでは不十分ではないか。こちらはもっともだと思います。広報紙、それから情報公開コーナーでも事前周知を行わせていただいたところですよ。説明は以上になります。

●【c委員】パブリックコメントを実施する場合は、必ず審議会が開催している最中に報告する必要があります。審議会の終了後に委員長だけに報告すればいいという問題ではない。委員長にはそのような権限はない。

●【障害福祉課 吉川主査補】平成28年度に、策定方針をつくる時に気づきまして、そもそもそれでいいのかというのは、我々も思ったところなのですね。こういう取り扱いをどうするのかというのは、事務局のほうにも確認いたしました。それはやはりケース・バイ・ケースだという答えでした。

●【e委員】そうしましたら、アンケートのところで、障害者手帳を取得していない市民に対するアンケートの回答として、サンプル数が回答で400必要だと、それに対して240しか集まらなかったの、有意性がないとご説明があったのですが、平成26年にも同じアンケートやってらっしゃいますよね。そのとき、回答数が205で、有意性がなかったと思うのです。そしたら、その26年の経験を生かして今回やっていただきたかったと思うのですが、それが生かされなかったというのは、どういうことなのかと。

●【障害福祉課 吉川主査補】我々が反省するところで、引き継ぎミスと不勉強でこういうふうになってしまいました。申しわけありませんでした。

●【障害福祉課 金井課長】

今回の計画、障害福祉計画なのですから、計画期間が3年でして、今回は31、32、33の3年の計画なのですね。33年からまた新たな計画に更新していくのですけれども、そのために、来年度からまた計画の策定始まっていますので、その際には、この辺を気をつけてやっていきたいと思っております。

●【d委員】先ほど、小口先生がおっしゃったパブリックコメントの続きをどうするかは、今回の件も踏まえて全庁的にどうしたらいいのかを皆さんで考えていって、いろいろな市町村の形もあると思います。白井ではどうするかということ踏まえてやっていただくというのではないかと。思ったのですけれども、きっと担当課さんであったりとか、担当の方であったりとか、時期とちょうどとか、いろいろあるとは思いますが、ただ、それを踏まえても、白井として、パブコメの続きをどうするのかということ全体で捉える必要があるのかなというふうに思いました。

●【a委員】次にナンバー6、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業に入ります。

●【高齢者福祉課 伊藤課長】まず1番目の審議会でございますが、こちらは再度、書類を確認させていただきまして、審査基準につきましては、ホームページとか、申請時の添

付用紙のほうで公開させていただいておりますので、この点につきましては、修正をさせていただきたいと思っております。

2番目のパブリックコメントでございますが、①の問いにつきましては、計画自体がかなり厚いこととなりますので、毎年、概要版というものを大体10ページ前後、そういったものを作って、併せて提示しているといったところでございます。

②番目のパブコメがゼロという無反応というようなところでございますが、この介護保険事業計画策定に当たっては、介護状況に応じた意見というのが重要となりますので、在宅の要介護認定者については、施設は除きますが、全員の方に。それと、65歳以上の高齢者については2,500人、大体高齢者人口の16%に当たる方に、毎年、アンケートの実施。それと、第2号被保険者になりますが、40から64歳の方については2,000人の方のアンケート調査ということで、かなり広くアンケート調査のほうを実施しております。

また、この計画につきましても、平成12年の介護保険制度発足以来、今回で7回目の計画となりますので、介護保険制度自体が大分周知されてきておりまして、その関係で意見がなかったものかと考えております。

③番目のパブコメの期間というところでございますが、介護保険制度は3年ごとに、ちょうどこの計画と同じ時期に見直しが大きくされております。そういった関係で、今回、7回目の計画でございますが、特に介護保険制度自体が大きな変更とかそういったものはなかった関係がありまして、市民参加条例上の2週間は適切と考えたところでございます。募集結果、応募がなかったのをどのように受けとめますかということですが、これはダブルですが、毎回、住民意向調査を広く実施していることにより、介護保険事業計画そのものが浸透してきているものと捉えているところでございます。

次の3番目の意見交換会でございますが、ここでは受け手の意見ということでございますが、市内には、高齢者の相談窓口といたしまして、地域包括支援センター、これは高齢者の相談窓口であります。ちょうど昨年度から、これまで市直営1カ所でしたが、西白井複合センター内と、白井駅前センター内に今度、地域包括支援センター、こちらは市内の社会福祉法人に委託しておりますが、そこで開設しております。

この相談実績というのが、合計3カ所で延べ5,580件になっていまして、包括の増設前に比べますと、大体1.6倍くらいの相談が増えてきております。

そういったこともありまして、計画策定に当たりましては、直接そういった所に携わっている職員、これについては、高齢者や家族、それとケアマネージャーから相談や意見というのを常日頃聞いて、それを記録にとどめております。そういったことを今回、整理させてもらって、受け手の意見ということでございますが、そこら辺のところにも、計画に当たっては配慮しているところがございます。

次の高齢者の健康増進と、今後高齢者となる中高年の健康増進が必須ということでございますが、この点につきましても、ご意見のとおり、介護給付費を抑制していくためには介護予防をさらに充実する必要があります。

今、市内では、楽トレ体操というものを全地域で実施しているところがございますが、そういったことで、それによって高齢者の方に健康寿命を延ばしていただきたいということで、取り組んでおります。

そういった関係がありますが、一般市民の健康増進という形になりますと、大変重要な

取り組みでございますが、この部分については、市のほうに、しろい健康プランといった計画がありますので、そのこのところで行き届く事項になりますので、高齢者のこの部分では書けないということで、ご理解をいただきたいと思っております。

配付資料でございますが、これについては、審議会ではアンケート内容から、その結果、それと計画の骨子や計画案について、提示させていただいております。パブリックコメントでは、計画案と概要版、意見交換会、これは事業者となりますが、アンケート調査結果など、これまでの市の持っている情報を伝えさせていただいております。

5番の市民参加についてというところで、一般市民を対象に説明会がなぜ行われなかったかということですが、これにつきましては、介護保険制度が抜本的な大きな改正があって、これが市民の方に、こういった大きな変更があって、介護保険制度そのものが大きく変わりますよといった、そういった制度改正がある場合は、当然、市民の方に説明会を開く必要があるかと思っておりますが、今回の第7期計画につきましては、第6期からの地域包括ケアシステムというのが国のほうで推奨され、これは2025年問題に対応するための施策でございますが、第7期につきましては、それをまた継承して、それをさらに深化させるというような取り組みとなっておりますので、そういうところで、今回、これまでどおり、住民意向調査、審議会、パブコメの手順により、今回、作成のほうをさせていただいたというところでございます。

次に、共通事項の、自己評価でございますが、対象者ごと3段階のアンケート調査、それと運営協議会、パブコメの意見はございませんでしたが、パブコメの手続、それと今回、新たに地域包括支援センター、委託の事業者も含めて、ケアマネージャーのそういった意見、こういったものがあるかということで、これも何回かに分けて協議はさせていただいて、そういった意見のほうも反映しているというようなところがございます。

2番目の条例等の理解度についてということでございますが、これにつきましては、担当職員のほうで、改めてまた逐条解説やこれまでの評価などももう一度読み直させていただいてやっておりますので、十分でないまでも適切と考えております。

3番目の事業策定に当たってということで、前回の結果でございますが、こちらにつきましては、前回かなり高い点数をいただいているというようなところがございましたが、これに伴いまして、また同様の手続のほうは一連としまして、高齢者福祉課としましては、実施したというところでございます。

●【d委員】意見交換会の件なのですけれども、先ほどご説明いただいて、地域包括支援センターが1カ所から3カ所に増えたことで相談件数が1.6倍になったというのは、とてもよかったなと思っております。

●【f委員】パブコメの件なのですけれども、時期がたまたま重なりましたよね。

それは、ほかの担当と相談とかそういうのはできないのですか。わからないですけれども、出すほうの立場とすると、重なっているととても大変というのがあるので。

●【高齢者福祉計画課 伊藤課長】どうしても年度末までに作らなければいけないということと、今回のこの計画は、介護保険料の算定にも使う計画にもなります。それとまた国と県とのスケジュールといいますか、県に上げたりするわけですから、そういったことで、どうしても年度末にみんなそのこのところは被ってしまうのかなど。それとあと、議会の上程の関係とか、どうしてもみんなこういった計画も年度末になってしまうのかなど

というようなところですよ。

今言われたとおり、他課との調整というのは、特にはやってごさいません。

●【f 委員】そういう中で、例えば、こういうパブコメが欲しいとなると、それこそ興味を持てるような内容で記載されていれば、パブコメを送るだろうけれども、という思いもあるのですけれども。

●【d 委員】パブコメの周知方法で、どうやって興味をそそるかというところ。

●【高齢者福祉課 伊藤課長】先ほどの障害者計画とのところと被ってしまうかもしれませんが、どうしてもこの計画自体が3年ごとの介護制度に伴うもので、それと国のほうでガイドラインが出まして、ある程度こういうことを定めなさいということが全国一律に決まってしまうというようなところがあります。計画的にはそこら辺で、こういう言い方がどうかわかりませんが、おもしろいとか、そういうものではなく、本当に何でも自由に言えるというようなところでもない計画があつて、そこら辺で今言った特色を出すというのは、なかなか難しいことだとは思っています。

●【c 委員】将来データは出していなかったのですか。

●【高齢者福祉課 高瀬主任主事】

介護保険計画の特徴としまして、将来的にどれだけ介護の給付が増えるのかというのを予測するには、全国的にもやっているのですけれども、予測してそれに対応する保険料というのを算定するというところがありまして、そうした中で、当然、今の制度のままですと、3年後どのぐらい介護サービスが必要で、給付費が出るのかというのを算定して、計画に載せているところでありまして。

●【c 委員】特養と老健施設の待機状況の資料は出しましたか。

●【高齢者福祉課 伊藤課長】特養と老健は、そこは協議会のほうでは出していなかったと思います。

●【c 委員】有料老人ホーム。最近は随分安くなってきているけれども、有料老人ホームを選択する方もいるので、そういうデータも出しておいたほうがいいのではないですかという気がしました。

●【高齢者福祉課 伊藤課長】現状市内の特養、老健、あと、グループホーム含めまして、入居のほうとか、そういったところの説明はさせているところではございますが、ちょうど今、白井市の場合ですと、まだ空きがあるような状況にあります。

●【a 委員】最後から二つ目の共通の2番。逐条解説とか、基準水準の理解度についてというところではございます。適切と解しますというご回答があつたようですが、そもそもこういう質問を申しあげること自体がちょっと先に失礼なことかと思っております。適切と書いている意味が、十分ではないけれども理解してましたということではよろしいのでしょうか。

●【高齢者福祉課 伊藤課長】この市民参加条例の逐条解説とか、パブリックコメントのマニュアルは、市民活動支援課のほうで作ったものがあるのですけれども、再度、やっぱりその点はもう一度読む。ただ、読んでいますけれども、十分確かに本当に読みこなせたかなと言われると、本当にどこまで読めているのかというのは、自分たちでもやっぱり不安な部分がありますし、その中で、パブコメやりなさい、アンケートやりなさいとか、市民との意見交換会とかやりなさいというようなところでそれぞれ書いてあるのですけれ

ども、ではその中で、本当にこの計画作るに当たって、どのステップで、どれだけ本当にどれを選択すればいいのかなというところが、これまでの前回と同じような形でとってしまったというところがありますので、本当に十分というのは、どこまでかなというのが、ちょっと自分らもよくわからない。

●【a 委員】わかりました。ありがとうございました。

では、続いて空家等対策計画の策定事業よろしく申し上げます。

●【建築宅地課 泉水課長】今回の空き家等の対策につきましては、全国的にも空き家というのは結構問題になっているかと思えます。ただ、当市につきましては、千葉県や全国と比べまして、実際、空き家というのは、まださほど多い状況ではありません。なので、当市としては、まず空き家を、発生を予防する。それから、適正な維持管理を推進してもらおう、そこに重点を置いた計画とさせていただきます。

それに当たりまして、今回の計画をするに、パブリックコメントを実施いたしました。これ、昨年実施をいたしまして、ある程度、期間というのが短い中で、スケジュール的に厳しい中で作成をいたしましたので、ぎりぎりになってしまいまして、パブリックコメントを実施することによって、市民参加という形で当課としては考えております。

実際、パブリックコメントにつきましては、どのような結果だったかというのは、委員さんのほうからもありましたけれども、実際うちのほうには、特に意見等が出てこなかったというようなことがありまして、実際見ていただいて意見がないのか、それともこういうものがあること自体が周知がしきれなかったのかというのはちょっとわかりませんが、その辺については今後の課題なのかなと思っております。

●【g 委員】この事業そのものが市民参加の事業ではないのではないかと質問をさせていただいたのです。この条例の中には、前文というものがありまして、その前文の中には、「白井市では、まちづくりを進めていく上で、福祉を享受する市民の意見を聴きながら」と書いてあるのですね。それから、その下の行、「相互理解のもとに、市民と市が連携・協働していくこと」と。それから、その下には「活かしながら」と、みんな進行形なのですよね。これ見ますと、政策の立案の段階以降、施策の実施に至る一連の流れの中で、市民が参加していないと。最後にちょこちょこっと行政上必要なコメントを得たというのであれば、これ、市民参加ではないのではないかと。この定義の中の（3）に、連携、協働という意味もありますが、その中に、相互補完して協力するというようなことで。これ、パブリックコメントにとっても、フィードバックして、相互に補完の関係にないので、これはそもそも市民参加の事業ではないというふうに理解するのです。なぜ市民参加にこだわるのか。市民参加でなくてもいいではないですか。これは、行政上、必要だからという理解でいいですね。

●【建築宅地課 泉水課長】もともとの空き家につきましては、空き家対策等特別措置法という法律のほうがありまして、その中に、市町村について、計画を定めるということになっておりますので、今回、うちのほうとして、計画のほうを定めさせていただきました。

その中の手続として、つくりました、でも実際、市民に周知しなくていいのかということもありましたので、市民に意見を聞くということで、パブリックコメントを実施させていただいたということが事実になります。

●【g 委員】市民参加ではないという理解ですよね。市民の意見が、審議の中に何も入ら

ないので。行政の必要性でやったことであって、どこにも市民参加の痕跡がないのですよね。これは市民参加の事業ではなくて、普通の市民行政の中の一環としてやりましたという理解が正しいのではないかと思うのですけれども。

●【c 委員】この問題は、きちんと審議会つくって市民参加でやったほうがいいと思います。一番気になったのは、今、都市計画だけでやっている。この問題は、固定資産税が必ずかかわる問題。それから、防火と防犯。枯れ草火災や、連れ込み事件など、いっぱい出てきています。したがって、事務局もそれらが合同してつくって、市民の意見を聞いてやったほうが、いいのではないかと思います。また、市で関係部署を集めて状況がわかるマップを作ったらどうですか。

●【d 委員】今は空家が少ないかもしれないですけど、少ないうちに把握をして、これからふえることの対策を練るとか、あと、自治会ごとに認識をして、配るか配らないかも、逆に言えば、知っているのは昔からいる方が一番ご存じだと思うので、自治会とかも巻き込んできちんと一度調べてみるというのが必要ではないかなと思います。

●【建築宅地課 泉水課長】今後検討していきたいと思います。

●【f 委員】これからふえることに対する対策をとっていただきたいというのが、多分、市民、住んでいて、隣の人が高齢者で、子供は出ていってしまってという家庭が多いので、今の代、その次の代というところを考えたときに、この町並みが保っていけるのかどうかというところがすごく不安な部分がありますので、ぜひとも先へ進めていただきたいと思います。

●【建築宅地課 泉水課長】市としても、出ていってしまうと人口も当然減ってしまうということがありますので、空き家になるのであれば、そこを誰かに貸すとか、そういうことはできないのかということで、住みかえ支援事業みたいなことも、今、検討しているところです。

●【a 委員】最後に第2期データヘルス計画策定事業

●【保険年金課 武藤課長】それでは、保険年金課から、第2期データヘルス計画策定事業について、ご質問等に対しまして、回答させていただきます。

まず1番の市民参加についてということですが、回答要旨としましては、第2期データヘルス計画策定事業につきましては、平成28年度に実施をいたしました第1期の同計画との策定事業と同様に、市民参加条例第6条第1項の規定に基づく行政活動とは捉えておりません。この理由としましては、国民健康保険の加入者を対象とした個別の保健事業の実施計画という位置づけのことからでございます。これは、部内の共通理解を得まして、市民参加条例第6条1項の規定には基づかない事業として、昨年度もこの市民参加推進会議のヒアリングの際に、当課の私から、各委員の皆さまに説明をしたところでございます。続きまして、2番の手法についてでございますが、まず①番ですが、こちらにつきましては、この計画作成に当たりまして、特定健康診査の未受診者の方、約3,000名ほどですが、この方々を対象としましたアンケート調査を実施しまして、対象者の方から特定健康診査の受診体制等について、意見、要望等を聴取した後に、計画策定に取り組んだところでございます。

また、このアンケート等の実施をしたことによりまして、受診率としましては、約15%アップしたというところでございます。

②番の回答につきましては、先ほど申しました1の回答内容と同様でございます。

次に、3の審議会についてでございますが、①番になります。国民健康保険運営協議会委員の皆様には、市の国民健康保険の運営に関しまして、適切な指導助言、議案の審議等を実施していただいているものと捉えており、追認行為を依頼している訳ではございません。

また、計画策定の段階では、市民参加推進会議の委員の皆様から、市民参加の取り組みについて意見を聞くということは考えておりませんでした。

②番につきましては、平成29年度の国民健康保険運営協議会の会議の回数は、3回にわたって実施をしたところですが、この会議以外にも、運営協議会の委員の皆様には、必要に応じて随時、市に意見や助言等を寄せていただくよう依頼した上で対応をしておりましたので、会議の回数は3回がおおむね妥当ではないかと捉えております。

次の共通の事業策定につきましては、先ほどご説明しました質問内容の1と回答の趣旨と同様でございます。

以上、簡単ではございますが、担当課からの回答は終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

●【a 委員】質問に入らせていただきます。質問がありましたら、挙手をお願いします。

●【e 委員】これについて、市民参加の対象ではないというご見解のようではございますけれども、ちょっと調べてみたのですけれども、同じ時期に各市町村で、この第2期データヘルス計画というのを策定されていますよね。どういうふうに行っているのかなと思って見てみたのですけれども、パブコメはかなり実施されているのですよね。県内で見たら、茂原市、習志野市、袖ヶ浦市ですね。パブコメ、実施されています。埼玉県だと、越谷市、三郷市、戸田市、神奈川県で、川崎市、茅ヶ崎市、座間市。茅ヶ崎市は、1カ月のパブコメ期間を設けて19件の回答が来ています。

なぜパブコメをやるのかなと思って、その理由を聞いてみたらわかったのは、幅広く市民の皆様にご意見を伺うと。策定されたこの素案についてですね。ですから、こういった考え方があってもよかったのではないのかと思います。

確かに、この国民健康保険の被保険者の方というのは、市民全体の一部の方なのです。大体どこの市町村でも4分の1ぐらいでしょうか。というのは、現役の方というのは、組合健保とか、政府管掌健保とか入っている方がいるので、それから漏れた自営業者さんとか、農業の方とかになってしまうのです。

ただ、忘れてはいけないのは現役時代のうちは組合健保とか、政府管掌健保に入っているのですけれども、退職すると、被用者健保から外れてしまう。そうすると、否が応でも白井市さんの国民健康保険にお世話にならないといけないという意味では、確かに被保険者で見たら4分の1しかわからないのですけれども、全市民にかかわってくる問題だと思うのですよね。ですから、その意味では、市民参加の対象として考えていただいて、市民の声を聞いていただく必要があったのではないのかなというふうに思うのです。

今度、国民健康保険が市から千葉県に移管して、保険単位としたら県になったのでしょうか。けれども、保険料率は、相変わらず各市町村なのです。各市町村で保険料率決めていくので、そうすると、国保の保険税というのですかね、それが今のままではいけないと思うのです。将来的に上がっていくと思いますし。ですから、放っておいて保険税が上が

りましたというのではなくて、そうならないように、現役世代の、今は組合健保とか、政管健保に入っている方でも、気をつけて健康管理に努めるとか、医者にかからないようにと言ったら語弊があるのですけれども、そういったことで理解をしていく、あるいは理解を求めていくということは必要ではなかったのかなと思います。

先ほど私、申し上げたように、ほとんどというか、かなりの近隣の都道府県では、パブコメ実施しているのですよね。何でパブコメを、一部の被保険者しかいないのに実施したかといったら、市民全体の問題だからという捉え方しているのですけれども、そういう捉え方をさせていただいてもよかったのではないかなと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

●【保険年金課 武藤課長】このデータヘルス計画につきましては、個別の保険事業の実施計画ということで位置づけて、整理をさせていただいています。

昨年度もヒアリングのときに同じように説明をしたのですが、確かその際にも、そういう個別の実施計画等を対象にしないのであれば、それはそれで、例えば書類審査なり、内容の確認だけでもいいのではないだろうかということでお話しなり、ご指摘をさせていただいたものですから、その前の年と同様に、昨年度も業務を進めたというところではあります。

他の市の内部の計画との関連にしろ、内容の確認なり、対応はしているのですが、例えばですけれども、総合計画の下の実施計画ですとか、市の内部のそういう指針的なものは、それぞれ全て市民参加ということを取り入れてやっているものではないというところで、確認もっておりますので、これにつきましては、昨年度のヒアリングでもお話をしたのですが、市民参加条例6条1項の適用の対象とはみなしていないというところでございます。

それとあと、もう1点、先ほど、他の市町村もパブコメとか実施しているということでご指摘いただいたのですが、少なくとも、印旛管内の市町は、白井市でも確認をしております。印旛管内で、同じように市民参加なり、どういう対応をしたほうがいいのだろうかということ、その辺の印旛管内での各市町との横の交換、横の情報連携といえますか、そういうのは対応して、進めたところでございます。

それと、その前にもご説明をしたのですが、あくまで市民参加を否定している訳ではなくて、特定健診の未受診者の方も当然おりましたので、その方たちから、約3,000人ぐらいの方たちを対象にしまして、アンケート調査を実施しまして、どうやってやったら特定健診に参加していただけるのだろうか、どう改善したらいいのだろうかということも含めまして、市民参加という手法も取り入れた中での計画策定には取り組んでおりますので、担当課としては、あくまで条例の適用対象ではないという捉え方はしておりますが、市民参加自体を否定したり、やっていないということではないので、ご了解を願えればありがたいです。以上です。

●【c委員】担当課の考え方で私は賛成です。要するに、国保運営協議会は市民参加ではないのだから。法律によって定められている会議だから、それと市民参加と、私は分けるべきだと思います。ただ、前回はその話は否決されてしまったのだけれども、私は個人的にはそう思っています。

しかし、e委員の言ったこともわからないことはない。国保運営協議会で答申が出るじゃない。一般的に、将来お金なくなってしまうから、一般会計からの繰り出しではもう足

りないから、今後どうしていくかということで、委員の皆さんと議論して、白井の方向性を出す会議だから、法律上定め、それは課長の言うとおりです。

問題はそこから先にある。そういう状況が出た中から、その答申書を例えば市民の説明会とか意見交換会とか何でもいいですよ。市民にこういう状況なのだと、それを出して、市民の意見を聞いてみるという手続が必要ではないかという気がしている。そこでは、だから、e委員の話に私は賛成なのだけれども、国保運営協議会の話と、市民の意見を聞くというのと、やっぱり二つ意見があって、考え方があって、片一方のほうはもう少しやったほうがいいのではないですかという考えなの。だから、運営協議会は市民参加で我々の会議で拾えというのは、そのルールにないのだからね。法律によって定められているから。この説明のとおりです。

しかし、そうではない市民の意見も、そうではないところで市民の意見を聞いてみる機会を設けたらいかがですかというふうに、私は思います。

●【a委員】ヒアリングありがとうございました。新しく公共交通の資料が配られていますけれども、これは事務局の側のご説明ありますか。

●【事務局】前回、都市計画課の地域公共交通活性化協議会の事業のヒアリングの中で、当日配付させていただいた資料で、法律名と市の条例です。そちらの根拠を示した資料になります。前回お配りしたものとこちらのほうを差しかえしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

ヒアリングが終了しましたので、評価点について変更がある場合は、事務局のほうまでまたご連絡ください。12月5日まででお願いします。

●【a委員】続いて、議題（2）平成29年度市民参加の実施状況に対する総合的評価についてに入ります。全体のコメントと実施した実施状況のコメントがそれぞれついています。1ページでいうと、1番の審議会の設置について、右のほうに実施状況がありまして、下のほう、点線以下がコメントとなります。点数15点となっていますけれども、コメントのところでご意見があれば、まずここで整理したいと思います。

1番の地域公共交通網形成計画策定事業から審議していきますので、ご意見がある方は挙手してください。

●【e委員】コメントのところは、アンケートとか、このワークショップとか、そういった市民参加の手法は、実際やったのですけれども、その結果が審議会とか、あるいは素案の順番を反映されていたかという意味では疑問符がつくので、そういった反映をするようにしていただきたいということです。

●【d委員】修正の方法について教えてください。

●【事務局】見え消しなしの赤字修正でお願いします。

●【a委員】2番の市役所庁舎整備事業で意見ある方。

（意見なし）

●【a委員】3番の行政経営改革実施事業で意見ある方。

（意見なし）

●【a委員】4番の太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインの策定で意見ある方。

●【e委員】これについては51点でいいと思うが、△で改善を要するになってしまうので

すよね。私の個人的な意見かもわからないですけども、非常にこれは早くガイドラインを決めなければいけないという中ではよくされたと思いますので、これは要改善ではないと思うのですけれども、点数からいったら要改善になってしまう。

●【a 委員】そのことは、点数とコメントのトータルの言い方になるので、コメントで評価してあげればいいのかではないですか。

●【a 委員】5番の第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定事業
(意見なし)

●【a 委員】6番の第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業。

●【f 委員】ヒアリングで審議会公募委員の選考基準については、ホームページとか、申請時の添付用紙のほうで公開していると説明がされたので、この点につきましては、訂正が必要になると思います。

●【事務局】左のページの左下のコメント欄(1)を削除します。

●【a 委員】文章表現で体言止めの箇所は「である」などの表現に統一してほしい。

●【a 委員】7番の白井市空家等対策計画の策定事業
(意見なし)

●【a 委員】8番の第2期データヘルス計画策定事業
(意見なし)

●【a 委員】中間評価分の西白井地区コミュニティ施設建設事業。

評価に関しては、今年度及び今後の市民参加にかかるこのコメント要らないのではないのでしょうか。

職員ヒアリングについては、3項目があります。一つ目、対象事業の目的の良し悪しに触れる質問は初めから除く。

二つ目、今年度及び今後の市民参加にかかる質問はしない。つまり、29年度分までのことはやるのだけれども、30年度以降のことはやらないというルールがあるのです。

●【事務局】このコメント欄は削除します。

●【a 委員】次回が、実質審議の最後になります。このため、答申案は総合評価、それから答申の前文、それから提言があればそれを一括して、案として出てくること。

もう一つは、次年度に向けて、基準・水準とか調査票とか、1年間審議してきて課題が出てきたと思いますので、次年度の準備をするということかと思います。

その他にかありますか。

●【d 委員】調査票に書いてあればわかるのに、結構、聞いたら書いていないからわからなかったみたいなことが、ヒアリングしたらあったというような経緯があって、調査票の中身をもう少し掘り下げるような内容にさせていただけると、質問をこちらもしなくていいかなというのはちょっと感じたので。それを何か、たたき上げか何か少しでもいただけたら、来年、最初始まる時にできるかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●【a 委員】それは、次の課題のまとめのときに整理したいと思います。私は、自己評価の欄を入れたらどうか、無作為抽出と、一般公募委員の記入の仕方を整理すればよいのではないかと考えています。併せて、地域別とか年齢別も同じように。

●【f 委員】やり方の提案なのですけれども、質問をする事項を、最初に点数表やいろいろ資料読み込んでいるときに、わからないことというのが、もうその時点で多分出てきて

いるのに、もう一遍提出してから、また読み直さなければいけないというのは2度の往復があるので、できたら、もうその資料で点数を書くときのその段階で、質問事項等を書き入れられるようにしてもらったほうが、1度で済むし、何となく自分たちの労力も減ってくるのではと思います。

●【a 委員】点数をつける前に質問と回答が来ていれば一番いいということですね。

●【e 委員】市民参加条例の第6条の解釈ですが、何が対象事業になって対象事業でないのかという整理を市役所の法務担当にしてほしいと思います。各担当課も統一してもらった方が、素直に受け入れてくれるのではないかと思うし、我々もそうだと思います。

●【事務局】法務担当に確認をとります。

●次回以降の会議日程

第5回会議 1月26日（土）午前10時～

第6回会議 3月 1日（金）午前10時～

[第4回会議終了 午後4時10分]